

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	安芸高田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu2/mynumber_dokujiri

執行機関名 安芸高田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第91号)による乳幼児等の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第22号)別表第1の1の項 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第91号)による乳幼児等の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年条例第91号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児等を養育している者に対し、乳幼児等の医療に要する費用の一部(以下「乳幼児等医療費」という。)を支給することにより、 <u>乳幼児等の疾病の早期発見及び治療を促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年条例第91号) 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例施行規則(平成16年規則第57号) 安芸高田市乳幼児等医療費支給事業事務取扱要領(平成24年訓令第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等医療費の支給を受けるための受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾患児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に掲げる申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第91号。以下「乳幼児等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この条において同じ。)及び乳幼児等(乳幼児等医療費条例第2条第1項第1号に規定する乳幼児等をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	安芸高田市乳幼児等医療費支給事業事務取扱要領第2条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾患児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	申請を行う受給者及び当該受給者と生計同一関係にある者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	申請を行う受給者及び当該受給者と生計同一関係にある者に係る生活保護実施関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条

②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	受給者証記載事項の <u>変更の認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	申請を行う受給者及び当該受給者と生計同一関係にある者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	安芸高田市乳幼児等医療費支給事業事務取扱要領第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	申請を行う受給者及び当該受給者と生計同一関係にある者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に掲げる申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第91号。以下「乳幼児等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この条において同じ。)及び乳幼児等(乳幼児等医療費条例第2条第1項第1号に規定する乳幼児等をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の <u>支給の調整に関する事務</u>	乳幼児等医療費の給付に係る <u>支給の調整に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 イ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第5条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	申請を行う受給者及び乳幼児等に係る保険給付の支給に関する情報
---------------	-----------------------	--------------------------------

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ロ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第5条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	申請を行う受給者及び乳幼児等に係る保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ハ	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第5条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	申請を行う受給者及び乳幼児等に係る保険給付の支給に関する情報

事務4

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条
②事務の内容	児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児等医療費の支給を受けるための受給資格の変更についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う医療費支給認定保護者又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に掲げる申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市乳幼児等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第91号。以下「乳幼児等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この条において同じ。)及び乳幼児等(乳幼児等医療費条例第2条第1項第1号に規定する乳幼児等をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務

備考	
----	--